

鯖江市犯罪被害者等支援施策関連施策集
(令和 8 年 4 月 1 日基準)

目 次			
項 目	各種施策	担当課	ページ
相 各 談 種	総合相談窓口	くらしと福祉の相談課	1 P
	こころの相談会	健康づくり課	1 P
経 済 的 負 担 の 軽 減	遺族基礎年金	国保年金課	2 P
	障害基礎年金	国保年金課	2 P
	特別障害者手当	社会福祉課	3 P
	障害児福祉手当	社会福祉課	3 P
	特別児童扶養手当	社会福祉課	3 P
	市税等に関する各種制度	税務課、収納課	4 P
	国民年金保険料の申請免除等	国保年金課	7 P
	国民健康保険の一部負担金の減免および徴収猶予	国保年金課	7 P
	後期高齢者医療保険料の減免および徴収猶予	国保年金課	8 P
	後期高齢者医療保険の一部負担金の減免および徴収猶予	国保年金課	8 P
	第三者行為の届出による医療費の負担の軽減	国保年金課	9 P
	高額療養費	国保年金課	9 P
	介護保険料の減免および徴収猶予	長寿福祉課、収納課	1 0 P
	介護保険の利用者負担額の減免	長寿福祉課	1 1 P
	就学援助制度	学校教育課	1 2 P
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	こどもまんなか課	1 3 P
	児童扶養手当	こどもまんなか課	1 3 P
	ひとり親家庭医療費助成	こどもまんなか課	1 4 P
	ひとり親家庭における病児デイケアの利用料の減免	保育・幼児教育課	1 4 P
	ひとり親家庭等における保育園の利用者負担額（保育料）の減免	保育・幼児教育課	1 4 P
	ひとり親家庭等児童の学習会	こどもまんなか課	1 5 P
	ひとり親家庭等のための習い事代補助	こどもまんなか課	1 5 P
	ひとり親家庭等のための大学等受験料・模擬試験受験料補助	こどもまんなか課	1 6 P
	ひとり親家庭等のための高校生通学定期代補助	こどもまんなか課	1 6 P
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	こどもまんなか課	1 7 P
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	こどもまんなか課	1 8 P
日 常 生 活 の 支 援	身体障害者手帳の交付	社会福祉課	1 9 P
	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課	1 9 P
	自立支援医療費助成	社会福祉課	2 0 P
	重度心身障害者等医療費助成	社会福祉課	2 0 P
	各種障がい福祉サービス	社会福祉課	2 1 P
	生活困窮者自立支援制度	くらしと福祉の相談課	2 3 P
	生活保護	社会福祉課	2 4 P
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	こどもまんなか課	2 5 P
	すみずみ子育てサポート事業	こどもまんなか課	2 5 P
安全の確保	住民情報請求権制限	市民窓口課	2 6 P
居住の安定	市営住宅への入居	都市計画・住宅課	2 7 P

【各種相談】

○ 総合相談窓口

（支援の概要）

犯罪被害者等からの各種相談に対応し、庁内への情報提供・橋渡しを行うなど総合的に対応します。

（窓口）

くらしと福祉の相談課 （０７７８）５３－２２７０

○ こころの相談会

（支援の概要）

家族問題、人間関係、依存症など様々な悩みについて、精神科医や公認心理師（臨床心理士）が相談に対応します。

相談時間は５０分、費用は無料です。

（予約方法）

相談をご希望の方は２日前までに下記窓口までご連絡ください。

（開設時間）

昼の部：１４：００～１７：００

夜の部：１７：３０～２０：３０

（窓口）

健康づくり課 （０７７８）５２－１１３８

【経済的負担の軽減】

○ 遺族基礎年金

（支援の概要）

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の受給要件を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた子のある配偶者や子がいる場合に支給します。

（対象要件等）

- ① 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- ② 死亡した方に生計を維持されていた18歳に達した年度の年度末までの子、又は障害年金の障害等級1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

（窓口）

国保年金課 (0778) 53 - 2207

○ 障害基礎年金

（支援の概要）

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

（対象要件等）

- ① 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が以下の要件に該当していること。
 - ・ 初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、1、2級の障害の状態にあるとき。
 - ・ 保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- ② 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障害の状態にあること。

（窓口）

国保年金課 (0778) 53 - 2207

○ 特別障害者手当

(支援の概要)

精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

※ 所得制限があります。

(支給月額) 30,450円

(窓口)

社会福祉課 (0778) 53-2217

○ 障害児福祉手当

(支援の概要)

精神または身体に重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

※ 所得制限があります。

(支給月額) 16,560円

(窓口)

社会福祉課 (0778) 53-2217

○ 特別児童扶養手当

(支援の概要)

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に手当を支給します。

※ 所得制限があります。

(支給月額)

- ・ 1級 58,450円
- ・ 2級 38,930円

(窓口)

社会福祉課 (0778) 53-2217

○ 市税等に関する各種制度

(支援の概要)

事情により納期限内に税を納めることができない場合などに相談を受け付けています。条例等の定めにより、申告・納付期限の延長や、個人住民税の軽減免除、減免措置、徴収の猶予等の制度を適用することができます。

<申告・納付期限の延長>

犯罪被害などやむを得ない理由により申告・納付等をその期限までにできないと鯖江市長が認めるときは、鯖江市税条例の定めるところにより、その期限を延長することができます。

(窓口)

税務課 (0778) 53-2210、2209

<個人住民税の軽減免除等>

犯罪被害により、心身への傷害や財産などに損害を受けた場合は、個人住民税の計算において、以下のような所得控除の適用を受け、個人住民税の軽減を図ることができます。

(1) 雑損控除

納税者又は前年の総所得金額等が58万円以下の納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財などの資産(棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は生活に通常必要でない資産を除く。)について、前年中に災害又は盗難若しくは横領によって損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

(2) 医療費控除

前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる。

(3) 障害者控除

納税者自身又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が地方税法上の障害者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

(区分及び控除額)

- ・ 障害者 : 26 万円
- ・ 特別障害者 : 30 万円
- ・ 同居特別障害者 : 53 万円

(4) 寡婦控除

納税者自身が寡婦である場合は、26 万円の所得控除を受けることができる。

※ 寡婦とは、原則として前年の12月31日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する個人をいう。なお、納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいる場合は対象としない。

- ・ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、かつ、扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下であること
- ・ 夫と死別した後婚姻をしておらず又は夫の生死が明らかでない一定の者に該当し、前年の合計所得金額が500万円以下であること

(5) ひとり親控除

納税者自身がひとり親であるときは、30万円の所得控除を受けることができる。

※ ひとり親とは、原則として前年の12月31日の現況で、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の個人のうち、次の3つの要件の全てに該当する者をいう。

- ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと
- ・ 前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る。）がいること
- ・ 前年の合計所得金額が500万円以下であること

(窓口)

税務課 (0778) 53-2210

＜減免措置＞

犯罪被害により心身への傷害や財産などに損害を受けた場合において、鯖江市税条例で定める各税目に係る減免の要件に該当するときは、減免措置の適用を受けることができます場合があります。

(窓口)

税務課 (0778) 53-2210、2209

＜納税の猶予制度＞

法令に基づく一定の要件が認められた場合、1年以内の期間に限り、市税の徴収又は滞納処分による財産の換価(売却)が猶予され、分割等による市税の納付ができるとともに猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

なお、同制度を受けようとする場合、事実確認に必要な書類提出の他、担保の提供が必要になる場合があります。

(1) 徴収の猶予の要件

- ・財産について災害(震災等)を受け、又は盗難にあった場合
- ・納税者又はその生計を一にする親族が病気や負傷した場合
- ・事業を廃止または休止した場合
- ・事業について著しい損失を受けた場合 など

(2) 換価の猶予の要件

すでに滞納となっている市税について、直ちに財産を換価(売却)すると、事業の継続や生活の維持を困難にする恐れがある場合など

＜納付誓約による分割納付＞

「納税の猶予制度」に該当しないが、事情により納期限内の納付が困難な場合には分割納付の相談を受け付けています。生活状況等を聞き取り、納付誓約書を提出いただきます。

なお、「納税の猶予制度」と違い、延滞金は免除されません。

また、市税以外の収納課所管の公金(介護保険料等)についても相談を受け付けます。

(窓口)

収納課 (0778) 53-2211、2266

○ 国民年金保険料の申請免除等

(支援の概要)

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが困難な方はご本人からの申請により、保険料の納付猶予または全額もしくは一部が免除になる制度があります。

(窓口)

国保年金課 (0778) 53 - 2207

○ 国民健康保険の一部負担金の減免および徴収猶予

(支援の概要)

一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する被保険者が災害により資産に重大な損害を受けたときなどの事情を有する場合には、一部負担金の減免や徴収猶予の対象とすることができます。

(窓口)

国保年金課 (0778) 53 - 2208

○ 後期高齢者医療保険料の減免および徴収猶予

(支援の概要)

被保険者またはその属する世帯の世帯主が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合には、保険料を納めることができない特別の理由があるものとして、当該世帯主または組合員の状況を踏まえ、保険料の減免および徴収猶予の対象となる場合があります。

(対象要件等)

【減免・徴収猶予】

- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと、若しくは世帯主が死亡したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ② 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ③ 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要であると認めたこと。

(窓口)

国保年金課 (0 7 7 8) 5 3 - 2 2 0 8

福井県後期高齢者広域連合 (0 7 7 6) 5 4 - 6 3 3 0

○ 後期高齢者医療保険の一部負担金の減免および徴収猶予

(支援の概要)

被保険者が災害等により生活が著しく困難となったこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡等の事由により一部負担金を支払うことが困難となった場合などの事情を有する場合は、一部負担金の減免や徴収猶予の対象とすることが可能です。

(窓口)

国保年金課 (0 7 7 8) 5 3 - 2 2 0 8

○ 第三者行為の届出による医療費の負担の軽減

(支援の概要)

犯罪の被害によるものなど、第三者行為による治療についても、自己負担分を除く医療費については医療保険の給付の対象となります。その後、保険者が支払った給付費については、保険者から加害者に請求することになります。そのため、医療保険各法では、被害者である被保険者に対して、その事実等を保険者に届けることを義務付けています。届出先は下記のとおりになります。

※ 加害者が損害賠償責任を負う旨を記した誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、犯罪の被害者である被保険者が誓約書を提出することがなくとも医療保険の給付は行われます。

(窓口)

国民健康保険	国保年金課	(0778) 53-2208
後期高齢者医療保険	国保年金課	(0778) 53-2208
	福井県後期高齢者広域連合	(0776) 54-6330
各勤務先の保健組合	各勤務先	

○ 高額療養費

(支援の概要)

入院が長引いた時などで医療費が高額となった場合に、医療費の自己負担限度額を超えた支払分を、加入している健康保険から払い戻しすることができる制度です。また、事前に高額医療を受けることが分かっている場合は、「限度額適用認定証」等の交付手続きをすれば、窓口での負担を自己負担限度額までにすることができます。

(窓口)

国民健康保険	国保年金課	(0778) 53-2208
後期高齢者医療保険	国保年金課	(0778) 53-2208
各勤務先の保健組合	各勤務先	

○ 介護保険料の減免および徴収猶予

(支援の概要)

被保険者または主たる生計維持者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合には、保険料を納めることができない特別の理由があるものとして、当該被保険者または主たる生計維持者の状況を踏まえ、保険料の減免の対象となる場合があります。

(対象要件等)

- ① 第1号被保険者または主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 主たる生計維持者が死亡したこと、またはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 主たる生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- ⑤ その他保険料を減免する必要があると認められる特別の理由があること。

(減免に関する窓口)

長寿福祉課 (0778) 53-2218

<納付誓約による分割納付>

該当しない場合であっても納期限内の納付が困難と認められる場合には、納付誓約書の提出により分割納付が可能となります。

※ 延滞金は免除されません。

(分割納付に関する窓口)

収納課 (0778) 53-2211、2266

○ 介護保険の利用者負担額の減免

(支援の概要)

要介護被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、介護保険の利用者負担額を減免することができます。

(対象要件等)

- ① 被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(窓口)

長寿福祉課 (0 7 7 8) 5 3 - 2 2 1 8

○ 就学援助制度

(支援の概要)

経済的な理由で小・中学校の就学が困難な児童・生徒について、学用品・給食費など学校で必要な費用の一部が支給されます。

※ 所得制限があります。

(対象要件等)

- ① 申請者の経済状況、児童または生徒の日常の生活状況、家庭の諸事情等および申請時の聞きとり事項を勘案し、援助が必要と認められる者
- ② 一世帯の年間収入額合計（月額に換算）が、需要額の1.0倍未満の者。なお、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需要額測定に準じて算定するものとする。
- ③ その他教育委員会が必要と認めた者

(支給内容)

学用品費等、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、PTA会費、自転車保険加入費、地域スポーツクラブ加入費

(窓口)

鯖江市教育委員会 学校教育課 (0778) 53-2253

○ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

（支援の概要）

ひとり親家庭および寡婦の方が経済的に困りのとき、生活の安定と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行っています。

（対象要件等）

- ① ひとり親家庭の母、父（配偶者のいない女子または男子で児童（20歳未満）を扶養している方）
- ② 寡婦（配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方、または40歳以上の配偶者のいない女子）
- ③ その他

（貸付内容）

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、修業資金、就学支度資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就職支度資金、結婚資金

（窓口）

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

○ 児童扶養手当

（支援の概要）

18歳年度末までのこども（一定程度の障害の状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親、または、父母の代わりにそのこどもを養育している方に手当を支給します。

※ 所得制限があります。

（支給月額）

児童数	全額支給（月額）	一部支給
第1子	48,050円	所得に応じて48,040～11,340円
第2子以降（1人につき）	11,350円	所得に応じて11,340～5,680円

※ 所得が一定以上ある場合は、一部または全部が支給されません。

※ 公的年金等を受給している場合は、差額の支給となります。なお、障害基礎年金の給付を受けている場合は、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができます。

※ 受給開始から5年を経過した場合、または離婚等支給要件に該当してから7年を経過している場合、就業等の必要条件を満たしていないと手当が減額される場合があります。

（窓口）

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

○ ひとり親家庭医療費助成

（支援の概要）

20歳未満のこどもがいるひとり親家庭の親と、その20歳未満のこどもの医療費について、医療費の一部負担分が助成されます。※ 所得制限があります。

（対象要件等）

- ① 児童扶養手当の支給要件に該当する20歳未満の子をもつひとり親家庭
- ② 鯖江市に住所があること。
- ③ ただし、修学中（大学、専門学校など）の場合は、市外の住所も可とする。

（窓口）

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

○ ひとり親家庭における病児デイケアの利用料の減免

（支援の概要）

病児保育・病後児保育事業をご利用された場合、利用者負担金が発生した場合、原則支払い後に申請に基づき利用者負担金を返還します。

（対象要件等）

ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯または鯖江市母子家庭等医療費助成受給世帯）に属する児童が費用

（窓口）

保育・幼児教育課 (0778) 53-2225

○ ひとり親家庭等における保育園の利用者負担額（保育料）の減免

（支援の概要）

保育園の利用に当たり、ひとり親家庭等の児童について、優先的な利用や（市町村民税所得割課税額によっては）利用者負担額の減免を行います。

（対象者）

次のいずれかに該当する世帯

- （1）児童扶養手当受給世帯
- （2）ひとり親家庭等医療費受給世帯
- （3）遺族年金の年金受給世帯

(窓口)

保育・幼児教育課 (0778) 53-2225

○ ひとり親家庭等児童の学習会

(支援の概要)

ひとり親家庭等の児童を対象に、学習ボランティアによる学習会を開催し学習支援や進学相談等を行い、児童の居場所と学習の機会を支援します。

(対象要件等)

- ・ひとり親家庭の小・中学生・高校生
- ・就学援助制度（準要保護児童生徒援助費制度）の認定を受けている小学生、中学生および同等の高校生

※ 高校生は中学生からの継続者のみ対象

(実施会場)

アイアイ鯖江	鯖江市水落町2丁目30-1
鯖江公民館	鯖江市桜町1丁目1番16号
北中山公民館	鯖江市落井町第41号33番地1
立待公民館	鯖江市杉本町702-2
吉川公民館	鯖江市大倉町5丁目14-1

(窓口)

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

○ ひとり親家庭等のための習い事代補助

(支援の概要)

ひとり親家庭等の児童（小学4年生から6年生）の習い事にかかる費用の一部を補助します。

(対象要件等)

- ・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受けているひとり親家庭

(母子・父子・養育者)

- ・ひとり親家庭以外で、住民税非課税世帯

(対象となる習い事)

- ・スポーツ（スポーツ少年団含む）や文化的な習い事
- ※ 国語・算数・理科・社会・英語の学習指導となるものは対象外

(窓口)

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

○ ひとり親家庭等のための大学等受験料・模擬試験受験料補助

(支援の概要)

ひとり親家庭等の中学3年生代の模擬試験受験料および高校3年生代の大学等受験料・模擬試験受験料にかかる費用の一部を補助します。

(対象要件等)

- ・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受けているひとり親家庭（母子・父子・養育者）
- ・ひとり親家庭以外で、住民税非課税世帯・生活保護世帯

(対象となる受験料)

- ・進学のための受験に向けた大学等受験料・模擬試験受験料

(窓口)

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

○ ひとり親家庭等のための高校生通学定期代補助

(支援の概要)

ひとり親家庭等の高校生が、通学のため公共交通機関を利用する場合、定期代の一部を補助します。

(対象要件等)

- ・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受けているひとり親家庭（母子・父子・養育者）

(窓口)

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

○ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

(支援の概要)

ひとり親家庭の保護者を対象に、対象となる教育訓練等を受講し修了した場合、経費の100%（下限・上限あり）を支給します。

(対象者)

母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、次の全ての要件を満たす方。

- ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム等）の策定等の支援を受けていること
- ② 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- ③ 過去にこの給付金を受給していないこと。

(対象となる講座)

(1) 雇用保険制度の「一般教育訓練給付」「特定一般教育訓練給付」「専門実践教育訓練給付」のいずれかの指定教育訓練講座（例：介護職員初任者研修、医療事務、介護福祉士、調理師等）

(2) その他、市長が地域の実情に応じて対象とする講座

(窓口)

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

○ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

(支援の概要)

ひとり親家庭の母または父が、特定の資格取得のため、6 カ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金が支給されます。修了後には終了支援給付金が支給されます。また、本給付金の受給者は「ひとり親家庭職業訓練資金貸付金」の対象となります。

(対象者)

母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20 歳に満たない者）を扶養し、次の全ての要件を満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること。
（ただし、所得水準を超えてもその後 1 年間は適用）
- ② 養成機関において 6 カ月以上の一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ③ 仕事または育児と修業の両立が困難であること。
- ④ 過去に本事業の給付金の交付を受けていないこと

(対象となる資格)

就職の際に有利となるものであって、養成機関において 6 カ月以上のカリキュラムを修業することが必要とされるもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士などの国家資格や、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格等のデジタル分野等の民間資格）

(窓口)

こどもまんなか課 (0778) 53-2224

【日常生活の支援】

○ 身体障害者手帳の交付

（支援の概要）

身体に障害のある方本人または保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等、自立支援医療の給付、補装具購入（修理）費の支給、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

視覚・聴覚機能、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能（平成22年4月1日～）、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方

（窓口）

社会福祉課 （0778）53－2217

○ 精神障害者保健福祉手帳の交付

（支援の概要）

精神に障がいのある方本人の申請または家族等の代理申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病およびその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

（窓口）

社会福祉課 （0778）53－2217

○ 自立支援医療費助成

(支援の概要)

精神通院医療（通院による精神医療を続ける必要がある方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な１８歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており、障害を回復・改善するために必要な医療を要する１８歳以上の方）にかかる医療費の自己負担額が原則１割に軽減されます。ただし、所得制限があります。

※ 犯罪被害者等のＰＴＳＤ治療については、精神通院医療が利用できます。

(窓口)

社会福祉課 (0778) 53-2217

重度心身障害者等医療費助成

(支援の概要)

重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、保険診療として認められる医療を対象とした自己負担額を助成します。

(対象要件等)

身体障がい者…１級、２級、３級

精神障がい者…１級、２級かつ自立支援医療（精神通院）受給者

※ 所得制限があります。

※ 保険適用外のもの（健康診断、予防接種、差額室料、液剤の容器代など）は助成されません。

(窓口)

社会福祉課 (0778) 53-2217

○ 各種障がい福祉サービス

(支援の概要)

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）などを対象に、その人に必要な支援の度合い（「障害支援区分」）を測り、その程度に応じたサービスを提供します。

(内容)

介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む）
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機関を提供する。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。

	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
	就労選択支援	就労を希望する人に、短期間で就労の適正や能力の評価等を実施し適切な支援の提供のために関係機関等との連絡調整を行う。
地域生活支援事業	基幹相談支援センター	総合的かつ専門的な相談に応じるとともに、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う。 ・基幹相談支援センターたんなん (0778)29-1294
	障害者相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行い、地域での在宅生活を支援する。 ・鯖江市障害者生活支援センター (0778)51-0091 ・相談支援事業所 つつじ (0778)53-0058 ・この道福祉会ライフサポートセンター (0778)25-0228

(窓口)

社会福祉課 (0778)53-2217

○ 生活困窮者自立支援制度

(支援の概要)

働きたくても働けない、住むところがない、など生活に困っている人の相談に下記のとおり支援します。

(支援内容)

① 自立相談支援事業

お困りごとを個別にお聞きして、問題を解決するためのプランを作成し、自立に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金 ※要件あり

離職などで住宅を失った、または失うおそれの高い方に、一定期間家賃相当額を支給します。

※ 支給額には上限があります。

※ 支給方法は、住宅の貸主等の口座への振込みとなります。

③ 就労準備支援事業 ※要件あり

一般就労に必要な基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います。

④ 学習支援事業 ※要件あり

生活に困窮されている世帯の子どもに学習支援を行います。

⑤ 居住支援事業 ※要件あり

住居のない方に、一定期間、宿泊場所等を提供します。

⑥ 家計相談支援事業

家計の状況の根本的な課題を把握し、支援計画の作成、貸付のあっせんなどを行います。

(窓口)

くらしと福祉の相談課 (0778) 53-2270

○ 生活保護

(支援の概要)

生活に逼迫している方に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行います。

(対象要件等)

- ① 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
(不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。)
- ② 就労できない、または就労していても必要な生活費を得られない。
- ③ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
 - ※ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
 - ※ 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。
 - ※ 生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、下記窓口にご相談ください。

(窓口)

社会福祉課 (0778) 53-2216

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

（支援の概要）

保護者の出産、家族の看護、仕事、疾病などの理由で、一時的に家庭で児童を養育することが困難となったときに、児童養護施設・乳児院・里親が児童を預かり、保護者の子育てを支援します。

（時間）

- ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業
宿泊を伴う預かりで、連続7日まで利用できる。
- ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業
概ね6か月の間、午後5時から午後9時まで預かる。

（窓口）

こどもまんなか課 （0778）53-2269

○ すみずみ子育てサポート事業

（支援の概要）

保護者の仕事の都合、疾病等の理由により、家庭で一時的にお子さんを養育できない場合、下記サポートを提供します。

（サポートの種類）

- ・一時預かり
- ・保育所、こども園等への送迎
- ・家事支援（食事の用意、買い物、洗濯、掃除など）

（利用対象者）

- ① 小学校3年生以下の児童を養育する方（小学校3年生以下の児童を養育する方については、放課後児童クラブの利用ができない場合を対象とする）
- ② 第一子を出産予定の妊婦で、家事支援が必要な方

（窓口）

こどもまんなか課 （0778）53-2224

【安全の確保】

○ 住民情報請求権制限

（支援の概要）

DV、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の方は、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、「DV等支援対象者」となることができます。

「DV等支援対象者」として登録されると、加害者から被害者の住所等が知られてしまうことを防ぐための支援が行われます。

（支援の内容）

「DV等支援対象者」となった場合、次のような加害者からの請求や申出について、市区町村が交付や閲覧を制限（拒否）します。

- ・ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧
- ・ 住民票の写し（除票を含む）の交付
- ・ 戸籍の附票の写し（除票を含む）の交付

（窓口）

市民窓口課 （０７７８）５３－２２０６

【居住の安定】

○ 市営住宅への入居

（支援の概要）

下記の要件を満たす方は、市営住宅の入居が可能です。

（対象者）

- ① 現在同居しているまたは同居しようとする親族がいること。
ただし、下記の方は単身でも入居可能です。
 - ・ 60歳以上の方
 - ・ 身体障がい、精神障がい、知的障がいの方
 - ・ 生活保護受給者の方 など
 - ② 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
 - ③ 世帯の収入（所得月額）が、入居収入基準額を超えていないこと。
 - ④ 申込時点で市税の滞納がないこと。
 - ⑤ 暴力団員でないこと。
- ※ 連帯保証人が1名必要です。

（窓口）

都市計画・住宅課 （0778）53-2240